

令和5年5月2日

長洲町立小・中学校 保護者 様

長洲町教育委員会

5類感染症への移行後（5月8日以降）の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

保護者の皆様方には、日頃から長洲町の学校教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、4月28日付けで文部科学省から熊本県教育委員会を通じて、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間等について通知がありました。そこで、長洲町の小中学校において、下記のとおり対応していきますのでお知らせいたします。

なお、これまで同様、各家庭におかれましては、引き続き日々の感染防止対策へのご理解ご協力をお願いいたします。

#### 記

##### 【出席停止の期間について】

感染（発症）した日を含め、6日間の出席停止（7日目から登校可能）となります。

→ ただし、症状が軽快（※1）した後1日を経過していること。（症状が長引く場合は、7日目からの登校が延期となる場合がある）

※「軽快」：解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

##### 【欠席の取扱いについて】

- ・ 感染（陽性）以外は、基本的には「欠席扱い」となります。
- ・ ただし、児童生徒本人に基礎疾患等がある場合、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情がある場合は、学校にご相談ください。

##### 【マスクの着用について】

- ・ ご家庭及び児童生徒個人の判断によります。（4月1日から変更なし）
- ・ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

※今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が見られる場合は、これまで同様、学校の臨時休業等（学年・学級閉鎖等）を実施する場合があります。